

## 各医療機関の長 様

**お知らせ** 5月27日より、新型コロナウイルス感染症（指定感染症）の届出基準の流行地域について、下記のとおり変更となりました。

引き続き、「感染が疑われる患者の要件」に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察した場合には、最寄りの帰国者・接触者相談センターへ御連絡をお願いします。

**【感染が疑われる患者の要件】**

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの**
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域\*に渡航又は居住していたもの**
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域\*に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの**
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの**
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの**
- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
  - ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※ アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中国（香港及びマカオを含む）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア及びロシア（令和2年5月27日現在。地域の変更の可能性があります。）（下線が前回送付時からの追加分）

## ◆帰国者・接触者相談センター◆

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7673	県央保健所	0854-84-9807
		浜田保健所	0855-29-5969
雲南保健所	0854-47-7778	益田保健所	0856-31-9539
出雲保健所	0853-24-7028	隠岐保健所	08512-2-9714

■各種情報については、島根県薬事衛生課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/topics/bukan2020.html>

◆お問い合わせ先：島根県健康福祉部薬事衛生課（TEL:0852-22-5254）◆